令和4年度さんぽーと事業計画

居宅介護支援事業所さんぽーと

1. 基本方針

さんぽーとは、地域福祉に立脚した居宅介護支援等を進めることにより、障がい者が地域の中で安 定、充実した生活が営めるよう、下記の事業を運営する事で社会参加や余暇活動に対する支援を行う。

2. 事業内容

- (1) 居宅介護(ホームヘルプ): 自宅での掃除、食事、排泄、入浴、通院等の介護を行う。
- (2) 重度訪問介護:常に介助を必要とする重度障害者に対して、入浴、食事等の介護を行う。
- (3) 行動援護:自己判断能力が制限されている方の移動に際し、危険回避のための支援を行う。
- (4) 移動支援: 社会参加、余暇活動への支援を行う。(市町村事業)

3. 運営方針

(1)利用者支援について

利用者ニーズに応えるため、土・日曜日の職員体制強化を図る。

また、利用者や家族のニーズを把握するため、日常の支援時に聞き取りや情報共有を丁寧に行う とともに毎年実施している「満足度調査」を継続し、その結果を支援に反映させる。

(2) 体制確保及び専門性向上について

登録ヘルパーの確保と専門性の向上のために、人材確保のための方策の検討及び各種研修を実施 し、より高い資質の向上に努める。

(3) 法人内連携について

地域生活支援センターさんねっと、高井田苑、ホームにじ等との連携を図りながら、在宅生活の 充実、社会参加の促進及び余暇支援を行う。

(4) 新型コロナウィルス感染状況下の対応について

新型コロナウィルスの感染状況をみながら、利用者、家族並びに利用者が所属する事業所の意向 を踏まえて、有効かつ効果的な支援内容を検討する。

4. 特別強化事業

- (1) 新型コロナウィルス感染拡大の状況下での支援内容の検討及び収入確保に努める。
- (2) サービス提供責任者の育成について

サービスの質を高めるとともに事業の安定運営を図るため、法人本部とも協議しながらその中核となるサービス提供責任者の育成に努める。

令和 4 年度事業一覧

くさんぽーと>

事 業 名	事 業 内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	在宅の障害者に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入 浴排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的 に行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回 避するために必要な支援、外出支援を行う。
移動支援	屋外での移動が困難な障害者について、余暇活動等の外出の際 に移動の支援を行う。